

E. v. ロヒョーの重農主義教育学における 「民衆」(Volk) の概念とその社会論的基底(Ⅱ)

— E. v. ロヒョーの「国民教育」論(その3) —

田 中 昭 徳

(6)

前述の Chr. ヴォルフの合理主義的社会論は、18世紀においては、また「民衆」(Volk) の概念にも転用された。フリードリヒ大王はこのヴォルフの社会論を信奉したが、ただ彼は社会の運動力をかのホッブスに従って把握したのである。大王にとっては、人間社会は、私欲と利己心によって駈り立てられる、第一義的に感覺的なものに支配される存在の総計である、と観ぜられた。というのは、彼は利己心 (Eigenliebe) の裡に、「人間の一切の行動の隠れた動機」(den verborgene Grund alles menschlichen Tuns und Lassens) を、すなわち「一般に理性的素質よりも、むしろ感覺的素質が勝れた」⁽¹⁾ 人間それ自身を認めたからである。ところで、人間の本質についてのフリードリヒ大王のこのようなペシミスタックな見解は、彼をして次のような判断を為さしめる機縁となった。すなわち、「人間は本源的に悪であり」⁽²⁾、民衆はその全体において劣悪であって、それ故に民衆は上から監督され統御されねばならない、という判断である。したがって、彼の国家の「全体は」、E. シュプランガーが鋭く指摘する如く、「これをその内部より見れば、レアリスティックに考案された一個の教育体系を呈示していた。それは諸階級の私心なき理想主義に訴えるのではなく、よく会得されたエゴイズムを明確に道德上の推進力として活用したのである。この点において、フリードリヒ大王はマキャベリ学徒であった。〈2つの主要

(1) Friedrichs des Großen Werke, hersg. v. G. B. Volz, Bd. 8., Berlin 1913, S. 45f.

(2) Friedrichs des Großen Werke, hersg. v. G. B. Volz, Bd. 9. Berlin 1913, S. 230.

な動機が人間を支配している。すなわち、刑罰に対する恐怖と報酬への期待とである」と。これが彼の統一国家の教育学的内容であった。⁽³⁾

E. v. ロヒョーはフリードリヒ大王のかような根本見解とは、まさしく対蹠的な見地に立った。ロヒョーは、共同生活を成立せしめる力を個々人の利己的な私利追求への努力に求めないで、これを共同生活それ自体のうちに見出したのである。彼は述べている。「相互に関係しあっている諸事物は、相互の間で他に対して働きかけあい、連帯の力によって自己を保持するのである⁽⁴⁾」と。この原則に拠って、彼はすでに1772年に、その教育学上の最初の著作『農村児童のための、或は村落学校において使用されるべき試作教科書』(*Versuch eines Schulbuches für Kinder der Landleute oder zum Gebrauch in Dorfschulen*, Berlin 1722)の中で、社会はそれ自身の固有な力で成り立っている、という確信を表明した。たとえロヒョーは、人間は性善でもなければ、また性悪でもない、という見解を抱いていたにせよ、しかしそれにも拘らず、彼は、本来人間を結合するところの生得的な道德感情というものを認めたのである。⁽⁵⁾したがって、ロヒョーの社会論は2つの根本思想、すなわち、われわれが前回に考察を試みた人間の本質的平等の思想 (*Gedanken der Wesensgleichheit der Menschen*)、ならびに人間の結合 (*Gedanken der Verbundenheit der Menschen*)にその根柢を置いている。そして、彼の「民衆」の概念は、O. ゲルラッハも指摘する如く、⁽⁶⁾主として後者から展開されたのである。

当代の国民経済学の領域における諸著作は、ロヒョーのこの新しい概念形成に対してあまり素材を提供しなかった。ドイツ最初の重農主義者ユスティ (*Johann Helnrich Gottlieb Justi*, 1705—71) も「民衆」の概念については、さ

(3) E. Spranger, *Der Zusammenhang von Politik und Pädagogik in der Neuzeit*, Die Deutsche Schule, XVIII. Jahrgang 1914, Leipzig und Berlin S. 156.

(4) Friedrich Eberhardt von Rochows sämtliche Pädagogische Schriften, herg. v. F. Jonas u. F. Wiencke, B. d. 1., Berlin 1907. S. 48 [以下 Rochow と略記し、巻数をローマ数字で示す]

(5) Rochow, III, S. 109.

(6) O. Gerlach, *Die Idee der Nationalerziehung in der Geschichte der preussischen Volksschule*, Langensalza 1932, S. 32.

して重要な定義を行なっていない。彼は単に、「民衆」は幸福 (Glückseligkeit) という究極目的のために結合し、それ故に共同して居住し、共通の言語を使用する家族的集団である⁽⁷⁾、と述べただけである。それにしても彼のかかる解釈は、W. ロッシャーによってドイツ重農主義者中の最も有能な学徒と見做されているマウヴィロン (Jak. Mauvillon, 1734—94)、或は汎愛派^{フイラントローベン}の開祖バゼダーのそれよりも遙かに進歩的であった。マウヴィロンは「民衆」を貧民の意味において語り、バゼダーは「民衆」という言葉を用いる際には、下層民大衆、すなわち “die großen Haufen” を念頭に置いていた。そこには、絶対王制下における政治・経済的 = 「身分制」的社會構成と完全に一致した、「民衆」の通常の社会的区分が認められる。すなわち、農村の居住者ならびに都市の労働者や職人は、通例「民衆」として綜括され、比較的富裕な都市住民は「市民」(Bürger) と呼称されて一応「民衆」から除外された。そして、これら両者の上層に位置する貴族が「民衆」のうちに数えられなかったことは、もちろんである。バゼダーがその学校系統論において払った注意は、社会的分離 (soziale Sonderung) という、この「民衆」概念の感情的内容を端的に表現するものとして極めて特色的である。周知の如く、バゼダーはその著明な著作『学校と學術、およびそれらの公の福祉に及ぼす影響について人類の友ならびに有産者に寄せる提言』(Vorstellung an Menschenfreunde und vermögende Männer über Schulen, Studien und ihren Einfluß auf die öffentliche Wohlfahrt, mit einem Plan des Elementarbuches des menschlichen Erkenntnis, Hamburg. 1768.) の中で、新興の有産市民階級を主体とし、それに従来の貴族階級をも加えたところの、新しい支配階級のための学校制度である「少数者学校」(die kleine Schule) を、下層民大衆のための学校制度である「多数者学校」(die große Schule) から峻別した⁽⁸⁾。この点において、当代の代表的な「市民的教育学者」であり、下層民大衆の教育要求を擁護することをもまた決して忘れはしなかったレーゼヴィッツ

(7) J. H. G. Justi, Die Grundfeste zu der Macht und Glückseligkeit der Staaten, Königsberg u. Leipzig 1760, S. 10.

(8) Quellen zur Geschichte der Erziehung, ausgewählt und bearbeitet von K. H. Günter u. andere, Volk u. Wissen Verlag, Berlin 1959. S. 135ff.

(Friedrich Gabriel Resewitz, 1729—1806) といえども、まったく同様である。彼は当時のヨーロッパ教育界に一大センセーションを捲き起したその主著『健全なる悟性を使用し、公益の仕事をするための市民の教育』(*Die Erziehung des Bürgers zum Gebrauch des gesunden Verstandes und zur gemeinnützigen Geschäftigkeit*, Kopenhagen 1773) において、「国民の中核」である大商人、技芸家、船主、大製造業者、大農場主などの「教養ある実業市民階級」のための教育施設「大教育所」(die größere Erziehungsanstalt) では「国家市民的陶冶」が施されるべきであるが、下層民大衆のための教育制度である「農業学校」(Ackerschule) や「手工業学校」(Handwerksschule) ではこれを行なうべきでない、と主張したのである。⁽⁹⁾ 概してバゼドーは無用の摩擦を避けるために、「民衆」という言葉を故意に使用しなかったように思われる。彼は全体を示そうとする場合には、O. ゲルラッハも指摘する如く、⁽¹⁰⁾ 「国民」(Nation) という概念を採んでいる。しかし、それは慣行の用語法でもあった。またかのヘルダー (Johann Gottfried Herder, 1744—1803) も1769年に著わしたフランスへの海上旅行記『わたくしの旅行日誌』(*Journal meiner Reise*) の中では、例えば、「自身による国民の形成」(Bildung der Nation durch sich) ⁽¹¹⁾ について語っており、彼が“Nation” という概念の代りに初めて“Volk” という概念を意識的に使用したのは、それよりも遙かに後れて1793年に公刊された『人間性の助成についての書簡』(*Briefe zur Beförderung der Humanität*) においてである。この書簡では、彼はベンジャミン・フランクリンを“Volksschriftsteller” と呼び、そして「われわれが全ヨーロッパを通じて1つの“Volk” となる」ことを希望した。F. マイネッケはその名著『世界市民と国民国家』の中で、18世紀の中葉以降、まず最初にフランスにおいて、次いでドイツにおいて、“Nation” という言葉が“Volk” という言葉よりも一層光輝あるものとなり、一層豊かな内容

(9) レーゼヴィッツについては、拙稿、資本制生産と国民教育—F. G. レーゼヴィッツ (1729—1806) の国民教育論についての一考察—(その1)・(その2)、小樽商科大学「商学討究」第11巻第3・4号、第5号参照。

(10) O. Gerlach, a. a. O., S. 32.

(11) Herders sämtliche Werke. hersg. v. B. Suphan, Bd. 4, Berlin 1878, S. 451.

を備えるに至ったこと、そして“Volk”という言葉はますます消極的な存在・植物的な存在・勤勉な従順を宣告された存在に対する表現となって来たことを指摘している。⁽¹²⁾ またブロックが1874年に刊行した“*Dictionnaire générale de la Politique*”の第2巻所収の“peuple”の項では、また次のように述べられている。すなわち、〈le mot peuple parassait réservé à la classe inférieure〉と。なお、1789年のフランス憲法議会(Constituante)においては、〈la nation et le roi〉という表現が用いられた。というのは、あらゆる特権が廃止されたこの時には、人々は「全階級の融解と全市民の平等」とを荘重に表示しようとしたからである。これに反して1793年の憲法では、“peuple”という表現は、〈Le peuple français proclame la déclaration suivante〉といった具合に、全人民の表示へ引き入れられている。

この点に関して、ロヒョーは彼独自の道を歩んだ。彼はその用語法において、“Nation”という概念と“Volk”という概念とを同義に使用した。もちろん、1773年1月24日に法相ツェートリッツ(Karl Abraham von Zedlitz, 1731—93)に宛てたロヒョーの最初の書簡では、未だ“Nation”の概念が前景にある。彼はここで初めて下層民大衆、なかんずく農民の悟性的啓蒙と教育を「国民教育」の視点の下に意識的に取り上げ、彼等に「国民的悟性」(Nationalverstand)と「国民的偉大さ」(Nationalgröße)⁽¹³⁾とを賦与すべきことを論じている。これらの概念は1775年以降の、とりわけ1777年における、イーゼリン(Isaak Iselin, 1728—82)との間に交わされた書簡の主要対象となったが、⁽¹⁴⁾しかしロヒョーは1779年4月26日に同じくイーゼリンに宛てた書簡の中では、すでに明確に“Volk”の概念を“Natiön”の概念と同義に取り扱うに至ったのである。彼はイーゼリンに次のことを伝えている。すなわち、自分は民衆学校の問題、民衆啓蒙の問題にのみ専心しようと思っていること、民衆学校教師養成所(Lehrer=Seminarium)の設置が目下の急務であり、「これなしには、国民的教授

(12) F. Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, 6. durchgesehene Auflage, München und Berlin 1922, S. 24.

(13) Rochow IV, S. 35.

(14) ditto, S. 191f.

(Nationalunterricht) と国民性 (Nationalcharakter) に関して何等の重要なもの・永続的なものを期待し得ない⁽¹⁵⁾」ことである。彼はこの同一の書簡において、自己の所領に設置した学校をいみじくも「民衆学校」(Volksschule) と呼び、彼はドイツ教育史上、この呼称の「最初の公然たる使用者⁽¹⁶⁾」となったのである。そして、彼は同年に公刊した主著には『民衆学校によって国民性を』(Vom Nationalcharakter durch Volksschulen) という警醒的な表題を付した。ここに謂う「国民性」(Nationalcharakter) とは、いったい如何なる意味を有つべきか。この点に関して、彼は同年12月6日にイーゼリンに宛てた書簡の中で、みずから明確に次のように述べている。すなわち、この表題は本来、「民衆学校によって“Volkscharakter”の改善を」という意味に解されるべきであり、「わたくしにとって、“Nation” と “Volk” とは同一である。」⁽¹⁷⁾彼はこの見解を翌80年6月12日に同じくイーゼリンに宛てた書簡において改めて確認し、そしてこの表題の有つ意味およびこの表題を択んだ理由について更に次の如く補足している。「国民性の改善に関するわたくしの夢についての解釈が、〈民衆学校によって民衆教育の改善を〉(Vom Verbesserung des Volksunterrichts durch Volksschulen) という意味で為されるよう、わたくしは希望する。わたくしがかかる表題を択んだのは、ただ、わたくしの期待する読者の理解のためと〈国民〉という言葉の方が一層効果的に響くという理由からである⁽¹⁸⁾」と。しかしそれとともにロヒョーはまた、“Nation” という概念と „Volk” という概念との種々な使い方を暗示した訳でもある。ロヒョーは「国民教育」という言葉を恐らくラ・シャロッター (Louis=René Caradeuc de La Chaletais, 1701—85) のプログラムの著述『国民教育論—別名、青少年のための学校教育案』(Essai d'éducation nationale, ou plan d'études pour la jeunesse, Genève 1763) から受け取ったものであろう。しかし「国民教育」の意味内容ならびに「国民性」の概念は、彼が

(15) ditto, S. 244. ロヒョーはまたこのことを同年4月にツェトリッツに宛てて書き送っている ((ditto, S. 223).

(16) E. Spranger, Zur Geschichte der deutschen Volksschule, Heiderberg 1949, S. 32.

(17) Rochow IV. S. 249.

(18) ditto, S. 266.

これを当代のドイツ文学のうちに見出したものであろうことを O. ゲルラッハ⁽¹⁹⁾が推定しているのは妥当といえる。

したがって、われわれはここで、18世紀末葉のドイツ精神界において、「国民」ならびに「国民性」の概念が如何に使用され、そしてその明晰性と実現可能性とを得るためにどのように論議されたかを一応考察しておく必要があるであらう。ロヒョーの「民衆」の概念は、その社会経済史的関連とならんで、またこの精神史的関連の中で究明され、批判検討されねばならないからである。

1770年頃、ドイツにおいてはヘッセンの政治家カルル・フォン・モーザー(Karl von Moser)の著わした小冊子が有名となっていた。1765年に公刊されたこの小冊子には、『ドイツ国民精神について』(*Vom dem deutschen Nationalgeist*)という表題が付されている。O. ゲルラッハは、ロヒョーがこの小冊子に対する注意を、『一般ドイツ文庫』(*Allgemeine deutsche Bibliothek*)の第6巻に掲載されたユストゥス・メーザー(Justus Möser, 1720—94)の書評によって喚起されたことを指摘している。⁽²⁰⁾カルル・フォン・モーザーはこの小冊子の中で、ドイツの宗教的ならびに政治的分裂を嘆き、党派的精神が結果するものは相互的な使嫉のみであり、今や「祖国」はただ賞詩の際にのみ用いられるに過ぎない空辞と化していると痛哭した。だがしかし、彼は、なおドイツ人の間にはある種の愛国的衝動が存在し、「国民精神の痕跡」が残存していることに⁽²¹⁾注目を向け、これに将来の希望をかけねばならないと主張したのである。

F. マイネッケは上掲の『世界市民と国民国家』の中で、このモーザーの小冊子について、モーザーは国民精神なる言葉をモンテスキューの「国民の精神」(*Esprit de la Nation*)やヴォルテールの「諸国民の精神」に倣ってこさえたものであり、モーザーは国民精神を政治的国民精神の意味において考えていた、と⁽²²⁾判断している。しかしながら、ユストゥス・メーザーは、18世紀のドイツの政治家をかようには了解しなかった。メーザーはモーザーの謂う「国民精神」の

(19) O. Gerlach, a. a. O., S. 33.

(20) ditto, S. 33.

(21) K. v. Moser, *Vom dem deutschen Nationalgeist*, Frankfurt 1765. S. 61. u. S. 86.

(22) F. Meinecke, a. a. O., S. 27.

裡には、「ただドイツ宮廷の精神のみが見出されるが、しかしここでは、人間は〈国民性〉(Nationalcharakter)を喪失している⁽²³⁾」とすでに批判していたのである。メーザーはこの書評において初めて「国民性」という概念を用いたのではない。彼がこの概念を最初に使用したのは、1768年に公刊されたその主著『オスナブリック』(*Osnabrückische Geschichte*, 2 Bde. 1768—1824)の序言においてである。この序言で、彼は彼独自の歴史記述の意図とメトードを特色づけた。メーザーはより多く「慣習と法とについて」(*von Sitte und Recht*)語らんと望み、かくして「国民性の種々の関係をあらゆる変化の下で秩序整然と且つ明瞭に開陳することを意図した」のである。彼はこの同一の序言において、「国民性」の特質が何によって規定されるかを述べ、その要因として法律、慣習、言語、社会的信条、文化的変化および政治的事件を挙げている⁽²⁴⁾。彼はここで述べた見解を更に1781年に公表した小論文『古代ドイツ人の国民教育について』(*Von der Nationalerziehung der alten Deutschen*. 1781)において詳論した⁽²⁵⁾。そして、この小論文の中では同時に、彼は「国民性」はただ真正の *Volkskulturwerte* ならびに *Gesinnungswerte* によってのみ形成され得ることを暗示しながら、「国民教育」の課題が伝統的な *Volkssitte* の保護にあることを強調したのである。

ロヒョーがまたヘルダーからも「国民性」の問題について考察する刺戟を得たことは、確実である。ロヒョーはなるほど、1775年1月24日のニコライに宛てた書簡では詩人ゲーテやヘルダーに対してかなり強烈な反感を示した。「現代の青少年は、なお彼等に髯が生えないうちから、すべてゲーテにかぶれ、ヘルダーにかぶれ、そしてヴィーランド化されている⁽²⁶⁾」と。だがしかし、ロヒョーの反感はゲーテやヘルダー自身に対してよりも、むしろ広く蔓延した柔弱とセンチメンタリズムに向けられていたように思われる。事実、ロヒョーはラ

(23) J. Möser, *Sämtliche Werke*, Neu geordnet und aus dem Nachlasse gemehrt durch B. R. Abeken. Berlin 1843, IX. Bd. 240ff.

(24) Möser VI, Vorrede, S. X.

(25) ditto, S. 15—20.

(26) Rochow IV, S. 83.

イプチヒの新人文主義者エルネスティ (Johann August Ernesti, 1707—81) を通じてつねにヘルダーに積極的な関心を向けていたのである。エルネスティは、ロヒョーの教育計画がヘルダーのそれと余りにも類似した思想を有っていたことに驚かざるを得なかった。したがって、そこからロヒョーが1774年に公表されたヘルダーの著作 “*Auch eine Philosophie zur Bildung der Menschheit*” を読んだという蓋然性が成り立つ。この著作において、ヘルダーは「国民性」について論述し、もし人々が「国民性」を確固としたものにしようとするならば、国民の風習、憲法および歴史を研究すべき必要のあることを主張した。⁽²⁷⁾ 彼は後ほど、繰り返しこの問題に立ち帰っている。1784年に公刊された “*Ideen zur Philosophie der Geschichte der Menschheit*” では、彼は「国民性」を „Volk” の条件と為し、戦争と権力とによる「もろもろの国民や人種」の統合に反対した。というのは、実際に「国民や人種においては、国民性を欠いては如何なる生命もない」からであり、最も自然的な国家はまさしく「国民性」を有った “ein Volk” ⁽²⁸⁾ である」からである。10年後に、すなわち1795年に、ヘルダーは『ドイツ月刊雑誌』の第1巻にドイツの歴史記述について論述し、諸国民の精神は制度・風習・言語および信条によって認識されねばならないことを改めて強調している。ユストゥス・メーザーと同様、ヘルダーもまた、「国民性」を文化的諸業績、諸制度、風習、言語および信条などにおいて追究しようとしたのである。

ロヒョーは1779年の主著『民衆学校によって国民性を』において、初めて「国民性」を概念的に規定することを試みた。そして彼は、上述の如く、“Nation” と “Volk” との両概念を同一の意味で解釈できると考えていたので、われわれは彼が「国民性」に与えたもろもろの特徴を、また “Volk” の概念に移すことができよう。ロヒョーは「国民性」を次のように解した。すなわち、「国民性とは、民衆のうちの大多数の人間の性向或は情緒を謂うのであって、その性向或は情緒は、教育と教授とによって、すなわち有力な教義とか、俚諺

(27) Herders Sämtliche Werke, hersg. v. B. Suphan, Bd. 5, Berlin 1891, S. 501ff.

(28) Herder XIII, Berlin 1887, S. 384.

とか、支配的な見解とか、或は通常に行なわれている慣習とかによって生じたものであり、そしてそれは思惟、論義、行動に極めて明瞭に現われている。⁽²⁹⁾」
 (Was ist Nationalcharakter? Es ist die Richtung oder Stimmung der meisten Seelen eines Volkes, die durch Erziehung und Unterricht, d. i. durch geltende Grundsätze, Sprichwörter, herrschende Meinungen oder durch übliche Gewohnheiten entstanden ist und sich im Denken, Reden und Handeln unterscheidend äußert.)。したがって、ロヒョーは“Volk”の本質を精神生活、心情生活、道徳、風習および有力な教義などにおいて認識しようとしたのであって、彼はその主要なる重点を“Volk”の精神生活ないし文化的特徴に置いていることは明らかである。この把握はロヒョーをしてユストゥス・メーザーならびにヘルダーの精神的近親者たらしめたのであり、ロヒョーをして当時の合理主義的思想家の系列よりぬきんでしめたところのものである。ロヒョーの教育学上におけるもろもろの努力は、この文化政策的思惟の結果として新しい内容を賦与され、その新しい内容はロヒョーをバゼドーなどの汎愛主義者から本質的に区別したのである。

しかしながら、ロヒョーは後ほど“Volk”の概念の特徴を更に若干追加した。彼はかの1779年の主著では“Volk”をとりわけ“Kulturvolk”として特徴づけたが、以後の著作においては“Volk”の概念の政治的側面を一層鋭く強調したのである。今や特に1788年にベルリン王立科学アカデミーの懸賞論文に応募するために著わされた論述が問題であろう。この論述には『種々の誤謬や迷信にとらわれている、原始的な国民ならびにまたすでに高い文明を有つ国民を健全な理性へ引き戻すには何が最善の方法か』(*Welches ist die best Art, sowohl rohe als auch schon kultivierte Nationen, die sich in mancherlei Irrtümern und Aberglauben befinden, zur gesunden Vernunft zurückzuführen.*)という長い表題が付けられている。ロヒョーは1779年の主著の立場について、イーゼリンに対して、「わたくしとによって“Nation”と“Volk”とは同一である⁽³⁰⁾」と説明しながら

(29) Rochow I, S. 319.

(30) Rochow IV, S. 249.

らも、更に続けて「国家における“Volk”の数と貴族の数を比較」うんぬんした時、彼の“Volk”の概念は「下層民大衆」の方向に押しやられたが、このたびの論述では“Volk”の概念のあらゆる侮蔑的な意味を拒否している限りにおいて、彼は1779年の主著を超克したのである。彼は述べている。もし人々が“Volk”という言葉をも“peuple”或は“plebs”の意味において用い、「生活手段の生産によって、他の上層階級の維持のために尽力せねばならない」⁽³¹⁾下層階級の人々のことだと考える場合には、もちろん「かかる侮蔑の意味」が生ずるであろう、と。しかしながら、ロヒョーは“Volk”という言葉をも階級差別的な意味にも、侮蔑的な意味にも解そうとはしなかった。そうではなくて、彼は“Volk”を「人間の1つの連合」(ein Verband von Menschen)と見做し、したがって“Volk”という概念を次のように定義するのである。すなわち、「“Volk”とは、共同で一全体をなす、一群の人間である」⁽³²⁾と。この一全体を特徴づけるメルクマールとして、ロヒョーはここに同一の言語、同一の法律、同一の社会的統治者を挙げている。したがって、ロヒョーがここで確立した“Volk”の概念は彼が先に1779年の主著で述べたそれとは本質的な諸点で相違している。なかんずく、彼はここでは言語を“Volk”の文化的統一の最も著しい徴証として最前列に置き、言語の保護が国民の第1の努力目標とならねばならないと説いたのであり、それ故に、すでに1780年の『よりよい司法のための、キリスト教の諸教義に則ったドイツ法典草案』においては、母国語の教授が学校における全教授の中心的位置を占めるべきことを主張していたのである。なお、ロヒョーはこの1788年の論述では、言語について、“Volk”の統一意識の形成に及ぼす法律ならびに統治形態の意義を重要視している。いずれにせよ、ロヒョーの“Volk”の概念は、この時代には著しい文化的ならびに政治的性格を担っている。もしわれわれがロヒョーがこの時代に確立した“Volk”の概念を、1779年の主著において賦与したメルクマールと関連させて、更に広汎に追究するならば、彼は啓蒙思潮の勢力下において広く普及した“Volk”の本質についての合

(31) Rochow III, S. 435.

(32) ditto, S. 435.

理主義的解釈に決して満足していなかったことが明瞭となるであろう。ロヒョーの“Volk”についての解釈は、また絶対主義的身分制国家の上層階級が抱いていた“Volk”の概念からも截然と絶縁していたのである。われわれが前回の考察において叙述した如く、E. シュプランガーは次のようなロヒョー評価を行なっている。すなわち「ロヒョーの謂う“Volk”とは専ら下層民大衆、いな世襲隷民 (Erbuntertan) を意味した。」⁽³³⁾「ロヒョー自身は農民教育の意義について殆ど知るところがなかった。全体的に彼の汎愛主義的体系もまた、依然として農民をその制約された存在と義務のうちに繫留していたのである。それは決して農民を精神的自立と道徳的義務意識のために教育しようとする試みであったのではなく、〈効用〉と〈福祉〉という古いモチーフによる意識的な思弁であったに過ぎない」⁽³⁴⁾と。しかしながら、かような評価は、必ずしも正当を穿っているとは云い得ない。ロヒョーはその国民経済観におけると同様、また「民衆」観においてもその洞察を民衆生活の内的な活動、すなわち最早合理主義的には規定され得ない民衆の内的精神の生産物ないし生命表現に向けたのである。彼は“Volk”の全体性 (Ganzheitscharakter) についての観念を得て⁽³⁵⁾いたのであり、彼は、A. フリットナーも指摘している如く、それによって、フィヒテが初めて告知したところのかの近代的解釈に接近していたのである。

ロヒョーのそれ以後の著作では、1779年ならびに1788年に展開された“Volk”の概念はなんら超克されていない。いな、1792年に公刊された『是正—第1の試み』(Berichtigungen, Erster Versuch, Braunschweig 1792) に収録されている論文『民衆』においては、1775年以前の立場への軽々しい復帰さえ問題にされ得る。⁽³⁶⁾しかしながら、フランス新憲法が“nation”という光輝ある言葉を“peuple”という通俗的な概念に置き換えたところの同一の考え方は、またロヒョーのより重要な、そして教育学上の最後の著述である1800年の『一般学校計

(33) E. Spranger, Zur Geschichte., S. 32.

(34) derselbe, Die Epochen der politischen [Erziehung in Deutschland, Die Erziehung, hersg. v. E. Spranger, 13 Jahrgang, Heft 4. Leipzig 1938, S. 149.

(35) A. Flitner, Die politische Erziehung in Deutschland, Geschichte und Probleme 1750—1880, Tübingen 1957, S. 198.

(36) Rochow III, S. 262—265.

画試案』(*Versuch eines allgemeinen Schulplans*, “*Neue Berlinische Monatsschrift*, Berlin 1800. 3. Bd. S. 163—172. u. Samuel Christoph Wagener, “*Patriotische Archiv für Deutschland*. Berlin 1802, III. Bd. 2 Stuch. S. 271—280)において、その効力を現わした。O. ゲルラッハの指摘するところによれば、「この《一般学校計画試案》は、従来の支配的な学校政策観に対して完全な1つの革命を意味している。この《試案》は、これまでに公表されたもろもろの学校制度案のうちで最も急進的なものの1つである。⁽³⁷⁾」この『試案』によれば、学校制度は一貫して連続する、ただ「2種類の学校によってのみ構成される。すなわち、児童学校 (Kinderschule) と青少年学校 (Junglingsschule), もっと明瞭に述べるならば、第1学校 (Erste Schule) と第2学校 (Zweite Schule) とである。⁽³⁸⁾」第1学校においては、すべての児童に対して基礎陶冶 (grundlegende Bildung) が施される。「すべての児童は——ロヒョーはこのように述べている——学校の教授 (Unterricht) を受け得る年齢に達したならば、この学校に就学せねばならない。」学校制度を設置し維持すべき義務を有つ国家は、この第1学校に対して特別な配慮を行なうべきである。国家は新しい学校校舎を建築し、施設を整備し、そして ^{レラー・ギミナリウム} 教師養成所 を、例えば既存の中学校施設を転用するなどして、設置する必要がある。第2学校は職業陶冶 (Berufsbildung) を施すべき場であって、ここでは特にあらゆる高度な職業、つまり「指導的な商人、製造業者、学者および官吏」などの職業に必須な知識・技能が教授されねばならない。なお、この第2学校には、その上構として、^{アカデミツシエ・フライハイト} 「学問の自由」の保障された大学制度 (Universitätswesen) が接続すべきである。ロヒョーはかような学校計画を立案している。残念ながら、この「試案」は、余り個々にわたった詳論を行なっていない。しかしそれにも拘らず、この「試案」は疑いもなく、ロヒョーの国民教育思想の発展の頂点を示したものである。⁽³⁹⁾そして、その頂点は同時に、1800年頃のドイツにおいて、且つまたプロイセンにおいて実

(37) O. Gerlach, a. a. O., S. 104.

(38) Rochow III., S. 188ff.

(39) Monumenta Paedagogica, Bd 1; H.König, Zur Geschichte der Nationalerziehung in Deutschland, Akademie=Verlag, Berlin 1960, S. 207.

現され得たところのものの遙か彼方を指示している。ロヒョーがここで提案した学校体系は、現世紀においてすらも未だ完全に達成されていないところの、あらゆる階級に共通の、まさしく「単線型」統一学校制度であることに、われわれは深く注意を払わねばならない。ロヒョーのこの「単線型」統一学校制度の構想が当時のプロイセンにおいて如何に画期的なもの、いな、「革命的（O.ゲルラッハ）なものであったかを理解するために、われわれは、前回の考察において詳しく叙述したフリードリヒ絶対王制下の、「階級的分業」の原理に基づく「身分＝職業別」学校体系と比較対照してみる必要がある。とりわけ、ロヒョーがここで要求している「児童学校」或は「第1学校」は、ブラウンシュヴァイヒの聖アンドレアス教会の説教師ラッハマン（Carl Ludolf Friedrich Lachmann, 1758—没年不明）がすでに1790年にその著『ドイツの各々の特殊な階級に望まれるべき教育と啓蒙についての一般的理念』（*Allgemeine Ideen über die einer jeden besonderen Menschenklasse Deutschlands zu wünschende Ausbildung und Aufklärung. Als Vorarbeit zu einem allgemeinen Schulverbesserungsplane.* 1790）⁽⁴⁰⁾において構想した学校制度案とともに、今日のドイツの基礎学校制度（Grundschulwesen）の理想的先駆を為すものとして注目

(40) ラッハマンはこの著作において、個々の領邦国家（Territorialstaat）ではなしに、全ドイツに実施されるべき統一的「国民普通教育制度」を構想した。彼の意図はドイツにおける資本主義発展の現段階が要求する有為な人間の形成を主要目的とした、「国民教育」計画を樹立することにあつたのである。彼はまず、新しい生産様式の発展に伴って著しい分化をとげつなある、すべての職業を分析して10のグループに分類し、次いで各々の職業の必要とする知識や技能を考慮に入れながら、可能な限りの学校制度の統一化を試み、連続する3つの学校段階からなる「統一学校」制度を立案した。第1段階の学校は、主として農民ならびに下層市民の児童を教育するが、しかも他の上層階級の子弟も必ずこの学校に就学せねばならない。したがって、この学校は、今日のドイツの「基礎学校」の理想的先駆とも見做されるのである。また、第2段階の学校は、第1段階の学校を修了した中産階級の子弟を主として教育し、そして第3段階の学校は第2段階の学校的全課程を了えた教養ある上層階級の子弟に高度の教育を施すのである。しかしラッハマンは、ドイツの大きな領邦には、この普通教育制度の他に、軍事学校、司法・行政官養成学校、女学校などの特殊教育学校が設立されるべきであるとした。なお、“Schriften zur Nationalerziehung in Deutschland am Ende des 18. Jahrhunderts, Eingeleitet und erläutert von H. König (Volk u. Wissen Verlag, Berlin 1954)の53頁以下には、この原文が収録されている。参照、拙稿、E.v. ロヒョーの「国民教育」論（その1）—重農主義教育学の展開と「近代教育」の形成—（広島大学教育学部紀要第1部第8号、所収）1960。

されねばならない。結局するところ、ロヒョーの念頭には、各成員が共通の基礎陶冶を施され、内的に統一された Volksgemeinschaft の姿があったことは、容易に推察され得る。ただ、彼には、O. ゲルラッハも指摘している如く、⁽⁴¹⁾ 伝統に反抗し、自己の理想を現実を実現して行く革新的な力が欠けていたのである。

(7)

下層民衆のためのロヒョーの一切の努力は、彼等の思考や感受性に対する精確な理解によって担われていた。彼がまた純粹に概念的・理論的に明瞭にすることを試みた場合でさえも、われわれはこの共感の温かさを感知することができる。ロヒョーは他の人々よりも遙かに明瞭に、貴族や有産市民などの上層・支配階級のものの考え方と無教養な農民や農村労働者或は手職人などの下層階級のそれとの間の懸隔を認めていた。それ故に彼は、下層民衆の生産労働と「勝れた国民性」の育成に役立つべき「国民教授」⁽⁴²⁾ の実施によって、彼等の悟性的啓蒙を図るとともに、また他方では彼等下層民衆のために、彼等が理解し、そして実践・応用することのできる、平易に著わされた著作をみずから書き、またこれを要求したのである。しかしながら、特に下層民衆の法律、とりわけ権利についての無知は、ロヒョーをいたく憂慮された。法律の生硬な概念用語や無数に使用されている外国語は、下層民衆にとっては、依然として無縁であったのである。彼がまたこの困難な問題の解決に献身し、平易な司法の原理を求めたことは、民衆の庇護者ロヒョーの面目をいかんなく発揮したものと云えよう。彼はすでに、その教育学上における処女作であり、且つまたプロイセン教育史上における最初の実科的教科書でもある、著名な1722年の『農村児童のための、或は村落学校において使用されるべき教科書』の第8章に「社会ならびに当局について・法律と兵士とについて」という教材を採用して司

(41) O. Gerlach, a. a. O., S. 36.

(42) ロヒョーの謂う「国民教授」の意義については、拙稿、「国民教育」近代化とロヒョーの民衆教育—「国民教育」近代化の歴史的起点についての一考察— (日本教育学会編『教育学研究』第28巻第2号、金子書房発行) 1961. 6. を参照。

法教育に留意していた。しかしながら、彼が下層民衆に平易な司法という問題に本格的に取りくんだのは、1780年に公表した論述『よりよい司法のための、キリスト教の諸教義に則ったドイツ法典草案』(*Versuch eines Entwurfs zu einem deutschen Gesetzbuch nach christlichen Grundsätzen zum Behuf einer besseren Rechtspflege. 1780*)においてである。この『草案』は、法律家よりもむしろ社会的教育学に関心を有つ者にとって興味がある。ロヒョーはこの『草案』において、「あらゆる非キリスト教徒らしさ・非ドイツ人らしさから」浄化された大衆的立法を意図した。彼の主張するところによれば、ドイツの民衆に対してローマ法は適用されるべきではない。何故ならば、キリスト教の真理はドイツからすでに多くの地獄と野蕃とを追放し、「そしてドイツ語はその範囲においても、またその力においても極めて立派なものとなり、内容豊かなものとなったからである。」キリスト教が市民の法律の基礎とされるならば、法律はすべての学校で教授することができるであろうし、またそこでは、一方では宗教、他方では立法と司法といった分立も避けられる。そして最も重要なことは、これらの何れもが *Volkscharakter* を危険な分裂へ導く誘因にならないということである、と。われわれは再びここにおいて、ロヒョーが統一的な *Volkscharakter* という原理から出発し、“Volk”を一個の全体と見做し、そしてその個々の成員はドイツ法に等しく関与することによって内面的に結合すべきである、と考えていることを見出す。一部の者が法律を理解する力を有ち、他の者がその力を有たない場合、ロヒョーは“Volk”の全体性が分裂を惹き起すことを怖れたのである。この新法典のドイツ的性格がロヒョーにとって如何に重要であったかは、彼がもろもろの法律には1つとして外国語を用いるべきでないと主張したことからも明らかである。彼が提案したところの司法組織は、彼の社会的感覚を余すところなく表示している。ロヒョーは、都市ならびに貴族の裁判権 (*Gerichtsbarkeit*)—最下級の都市裁判所・領主裁判所——に対するより高次の法廷として、ただ市民の判事のみから構成される、特別の郡裁判所 (*Kreisjustizkollegium*) を、そしてすべての者に対する最高の裁判所として、ただ貴族の判

事のみから構成される，地方高等法院(Provinzialtribunal)を構想した。如何なる人間にせよ，また貴族ですらも当該の郡裁判所の出頭命令には応じねばならない。ロヒョーはこれを，地方〔身分制〕議会・州議会が貴族を裁判籍(Gerichsstand)から除外した時代に要求したのである。更にロヒョーは，男女両性間の法律上の不平等を「極めて非キリスト教的にして且つ不公正であり，それはただ異邦人の間でのみ通用するものである」として，その撤廃を主張した。それというのも「婦人(Frauzimmer)も，男性と同様，一個の人間であるからである。」ところで，ロヒョーがここで提示した法案はなお幾多の中世的な厳肅さを留めてはいるが，しかしそれと同時に，人格的自由の保障の萌芽をもまた潜ませている。一例を挙げれば次の如くである。

「男子は25才より，また女子は21才より自律する権利を有し，したがって自己の自由な行為に対する責任と義務とを負わねばならない。」

ロヒョーの鋭い社会的良心はまた，立法によって規制されるべき諸対象，すなわち社会秩序の維持，私有財産の安全，教会ならびに学校における教説の自由，貧民・疾病者・孤児・未亡人の保護にも表現されている。

ロヒョーはこの独創的な『草案』に対する刺戟を，O. ゲルラッハの指摘するところによれば，ユストゥス・メーザーから受け取ったといわれる。またメーザーも「ドイツ法制の精神を忘れた」，「ローマ風に教育された司法官」たちに反感を抱いており，彼はその著『愛国的空想』(Patriotische Phantasien)においては，個々の地方の事情に応じて特殊化されたドイツ法を要求していたのである。ロヒョーの要求は，メーザーほど広汎には拮げられなかった。ロヒョーにとっては“Volk”の有つ法意識と成文法との間の緊密な結合が重要事であった。彼はそれによって，“Volk”のうちに統一意識を強め，下層階級と中・上層階級との間の間隙を塞ぐことを意図したのである。その限りにおいて，司法改革の問題はロヒョーにとっては「国民教育」の問題であったのである。

〔未 完〕

(44) F. E. v. Rochow, Versuch usw. S. 12, S. 16.

(45) J. Möser, Patriotische Phantasien, Für die Deutsche Bibliothek in einer Auswahl hersg. und eingeleitet von K. Jagow. S. 192f.